

**第 2 期 亀岡市
子ども・子育て支援事業計画（仮称）
（素案）**

令和元年 9 月

亀岡市

第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画構成	
第1章	計画策定の概要
1.	計画策定の趣旨
2.	計画の位置づけ
3.	計画の対象
4.	計画の期間
5.	計画の策定体制
第2章	亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現況と課題
1.	人口・世帯・人口動態等
2.	女性の就業状況
3.	教育・保育サービスなどの状況
4.	地域子ども・子育て支援事業の状況
5.	市民ニーズ調査から見られる現状・課題
6.	第1期計画の進捗評価
第3章	計画の基本的な考え方
1.	基本理念
2.	基本的な視点
3.	基本目標
4.	施策の体系
第4章	目標実現のための施策の展開
基本目標1	地域ぐるみで子育てを支援する
基本目標2	子どもの健やかな成長を支援する
基本目標3	子どもの学びを支援する
基本目標4	子育てしやすい安全でやさしいまちづくり
基本目標5	仕事と子育ての両立を支援する
基本目標6	子どもを大切に作るまちづくり
第5章	子ども・子育て支援事業計画
1.	将来の子ども人口フレーム
2.	教育・保育提供区域
3.	教育・保育の量の見込みと確保方策
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
5.	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
第6章	計画の推進体制
1.	推進体制の整備
2.	施策の実施状況の点検
その他	参考資料
1.	用語の解説
2.	亀岡市子ども・子育て会議条例
3.	亀岡市子ども・子育て会議委員名簿
4.	計画策定の経緯

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行が喫緊の課題となっており、本市においても、人口動態をみると、自然動態において死亡数が出生数を上回るとともに、社会動態において転出数が転入数を上回ることに伴い、人口減少・少子高齢化が進行している状況にあります。

また、ライフスタイルの多様化に伴い、晩婚化・非婚化が進行するだけでなく、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育てに対する不安や孤立を感じる家庭が増加しており、これらの背景によって引き起こされる子どもへの虐待事象や子どもの貧困などが全国的にも大きな課題となっています。

こうした中、本市では、平成27年3月に「亀岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、地域の実情に応じた幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進してきました。

しかしながら、依然として、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、これらの課題に対応するため、国においては、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。また、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加などが見込まれることから、平成29年6月には「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、女性就業率80%にも対応できる保育や放課後児童会の受け皿を整備することとされました。更には、平成28年6月の「児童福祉法の一部改正」により、児童虐待防止対策の強化が図られ、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育・保育の無償化の方針が打ち出され、令和元年10月から実施されるなど、課題解決に向けた子育て支援対策が加速的に進められている状況となっています。

そこで、本市では、こうした流れを踏まえ、令和元年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることを機に、第1期計画を検証し、本市の子育て環境の更なる魅力創出・向上に向けて、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、更なる推進・発展を目指し、「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

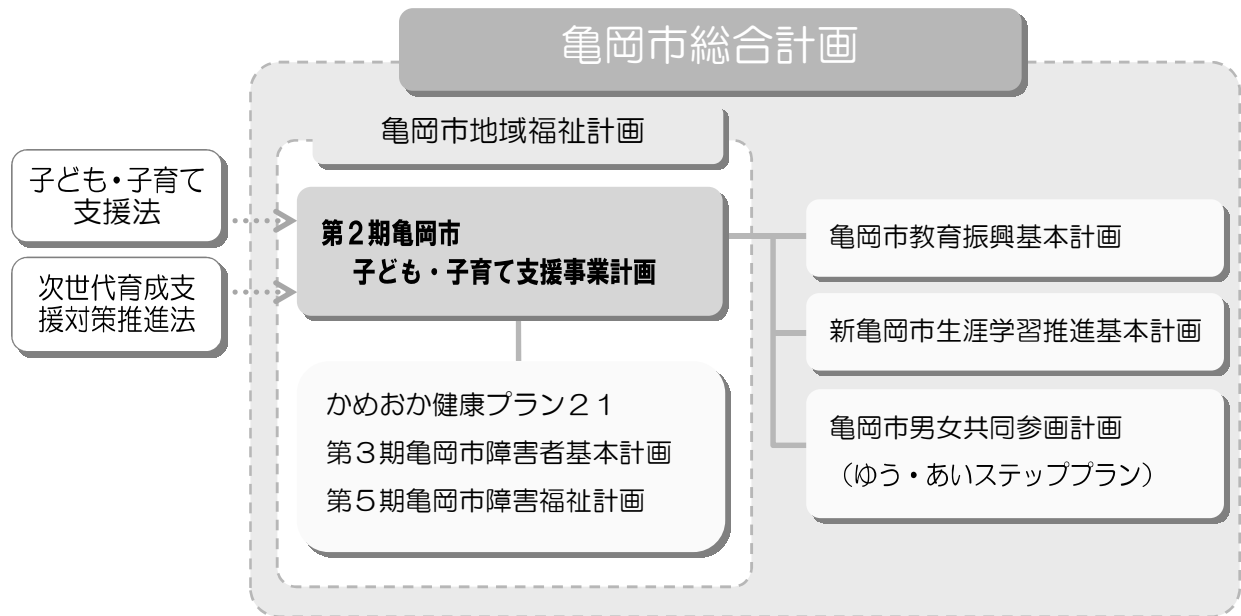
次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2) 亀岡市計画体系等における位置づけ

本計画は、国・府の子ども・子育て支援の関連計画との整合性を図るとともに、本市の上位計画である「第4次亀岡市総合計画」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画との整合・連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画として策定するものです。

【 他計画との関連 】



3. 計画の対象

○亀岡市に居住するすべての子ども（0歳からおおむね18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を本計画の対象とします。

4. 計画の期間

○「子ども・子育て支援法」に基づき、5年を1期とする計画を定めることとされていることから、令和2年度～令和6年度までの5年間を本計画の計画期間とします。

※なお、必要に応じ、計画期間中に見直しを行う場合があります。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画						第2期 子ども・子育て支援事業計画				
●中間 見直し						●改定		●改定		

5. 計画の策定体制

（１）亀岡市子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者などの意見を反映するとともに、子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて、本市における子ども・子育て支援施策を実施するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、公募による市民などで構成する「亀岡市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

（２）市民ニーズ調査の実施（計画策定に伴う基礎調査）

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、教育・保育、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

（３）パブリックコメントの実施（予定）

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

第2章 亀岡市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

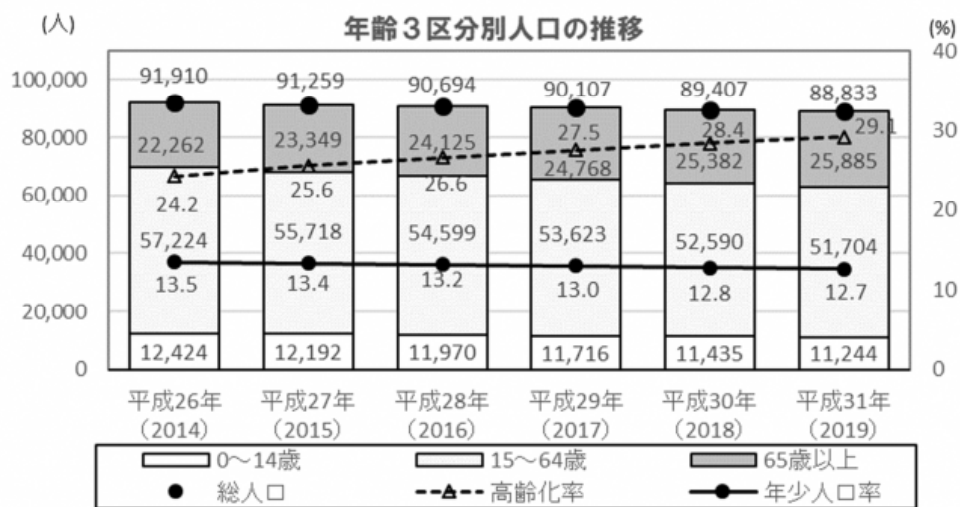
1. 人口・世帯・人口動態等

総人口とともに年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢人口が増加

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成26年の91,910人から、平成31年には88,833人と、5年間で3,077人減少しています。

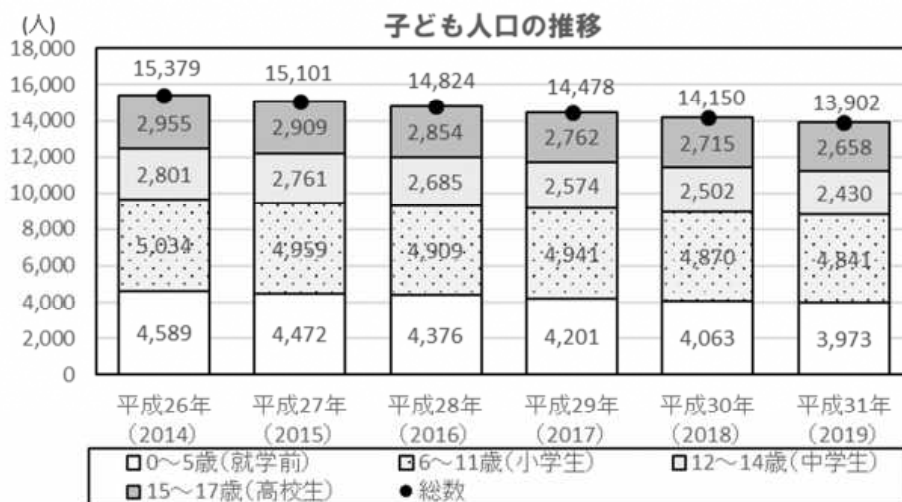
また、65歳以上の高齢化率が平成31年には29.1%と、平成26年と比較して4.9ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。



※住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のそれぞれがおおむね減少傾向となっています。

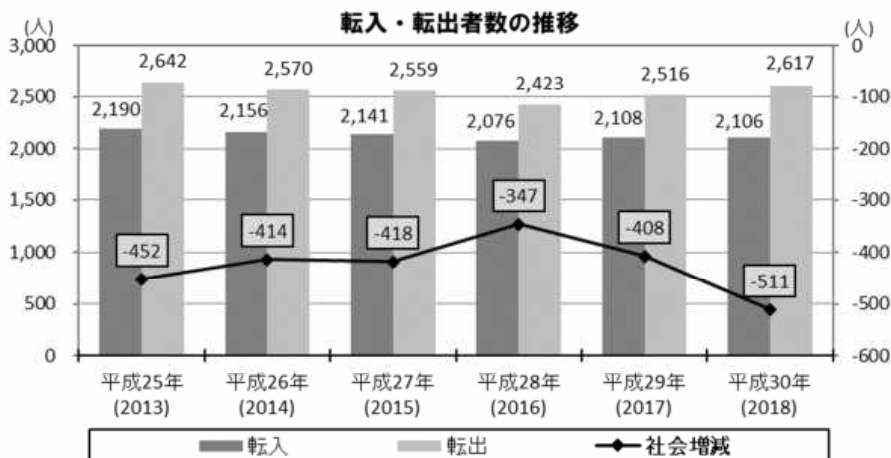


※住民基本台帳（各年4月1日現在）

転入より転出が多い社会減が続いています

(3) 転入・転出者数の推移

本市の転入者数は近年、2,100人前後で推移し、転出者数は2,500人から2,600人程度で推移し、一貫して社会減となっています。



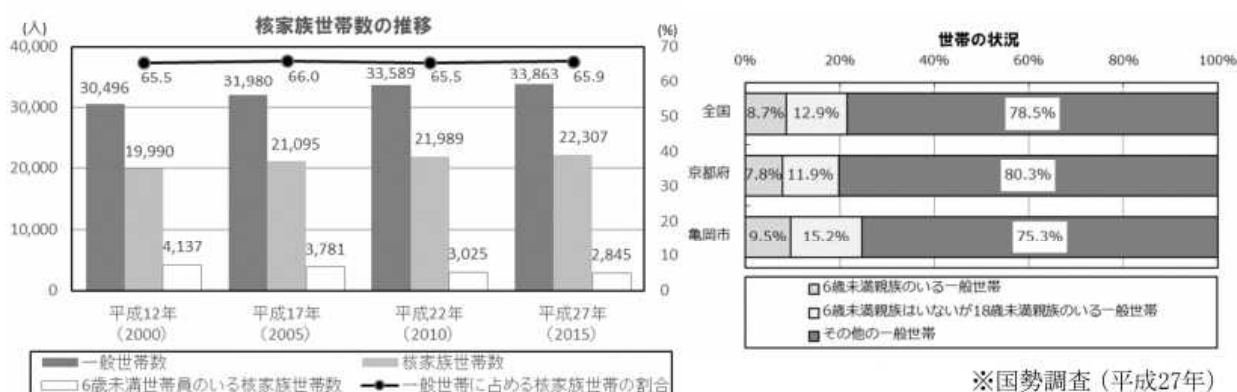
※住民基本台帳人口移動報告 (年報)

子どものいる世帯の割合は全国及び京都府水準より高く、6歳未満の子どものいる世帯のおよそ8割が核家族

(4) 世帯構造

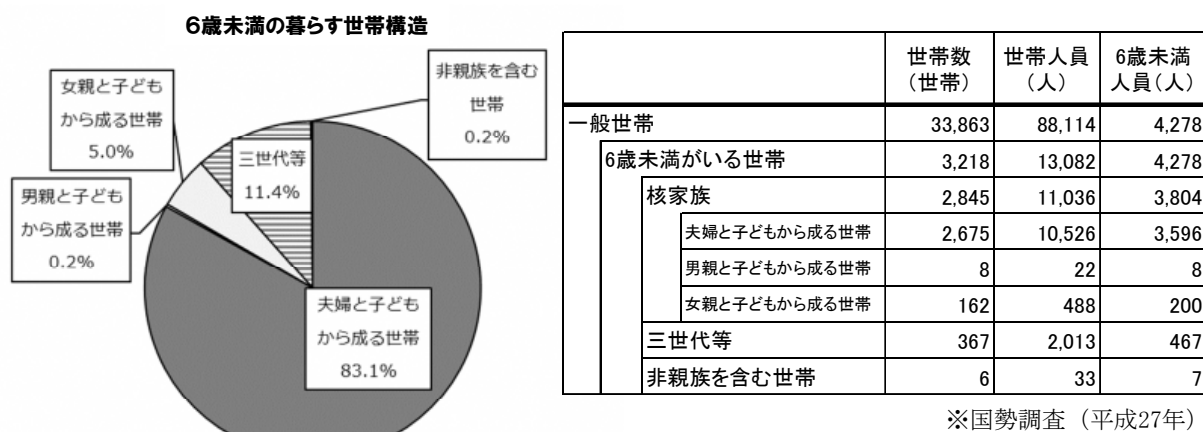
本市の一般世帯数及び核家族世帯数は増加していますが、6歳未満の子どものいる核家族世帯数は減少しています。

6歳未満の子どものいる一般世帯は一般世帯総数の9.5%、6歳未満はいないが18歳未満の子どものいる一般世帯は15.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は24.7%となり、全国水準や京都府水準を上回っています。



※各年国勢調査

6歳未満の子ども（4,278人）のいる世帯は3,218世帯であり、うち88.4%が核家族となっています。

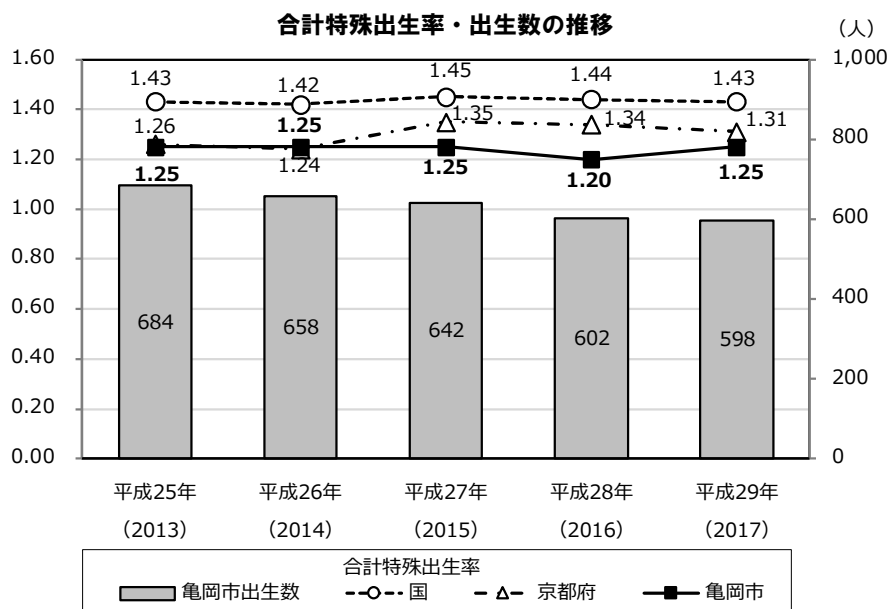


合計特殊出生率は、全国や府に比べて低い

（５）出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、平成27年以降は全国及び京都府を下回る水準で推移しています。

近年の出生数は、平成25年の684人をピークに減少傾向にあります。



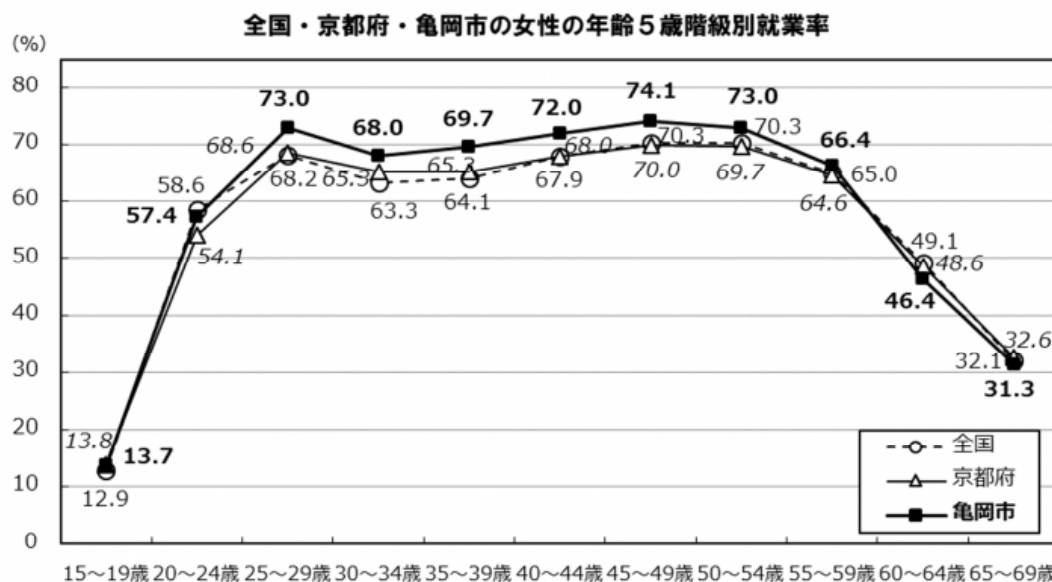
※合計特殊出生率（国、京都府：人口動態統計）、亀岡市（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

2. 女性の就業状況

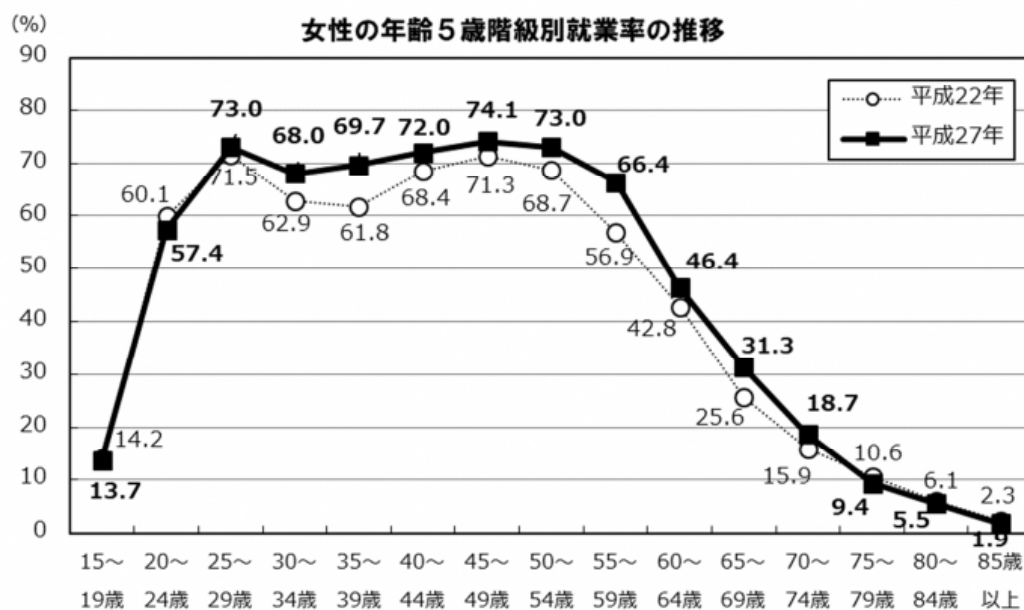
女性の年齢5歳階級別就業率は全国・京都府の水準よりもおおむね高く、M字カーブは緩やかになっている

平成27年の女性の5歳階級別就業率は、25歳から59歳までの各年齢層で全国及び京都府水準より高い割合となっています。



※国勢調査（平成27年）

また、本市の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、5年間で25歳から74歳の各年齢層の就業率が増加しています。とりわけ、M字カーブの谷になっていた35歳から39歳の就業率が、61.8%から69.7%と7.9ポイント増加しており、M字カーブが緩やかになっています。



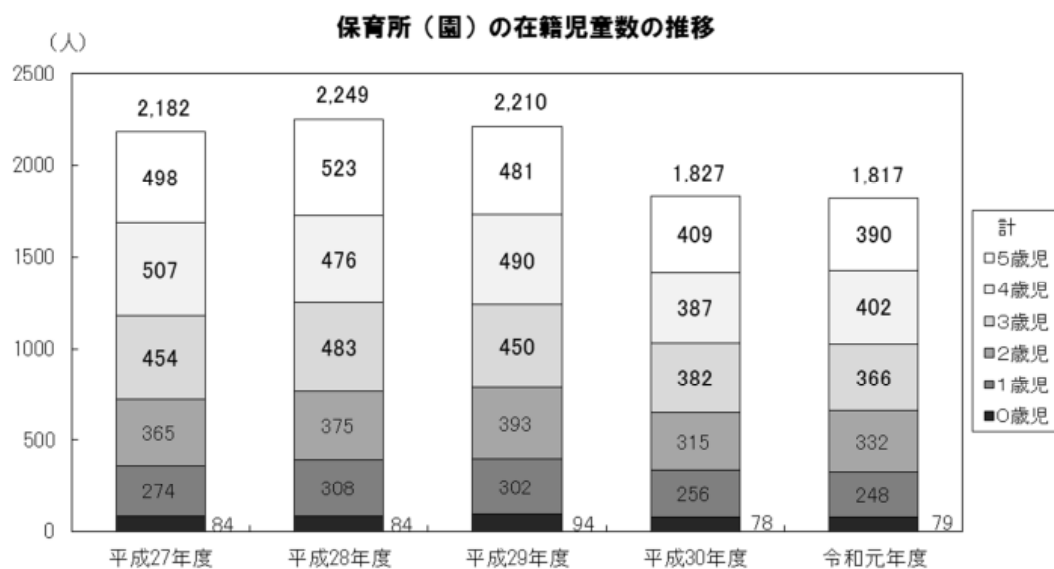
※国勢調査（平成22・27年）

3. 教育・保育サービスなどの状況

(1) 保育所（園）の利用状況

令和元年度現在、市内には、公立保育所8園、私立保育園7園の合計15園の施設があります。

平成30年度から私立保育園2園が幼保連携型認定こども園に移行したことに伴い、平成30年度以降の保育所（園）の在籍児童数が減少しています。

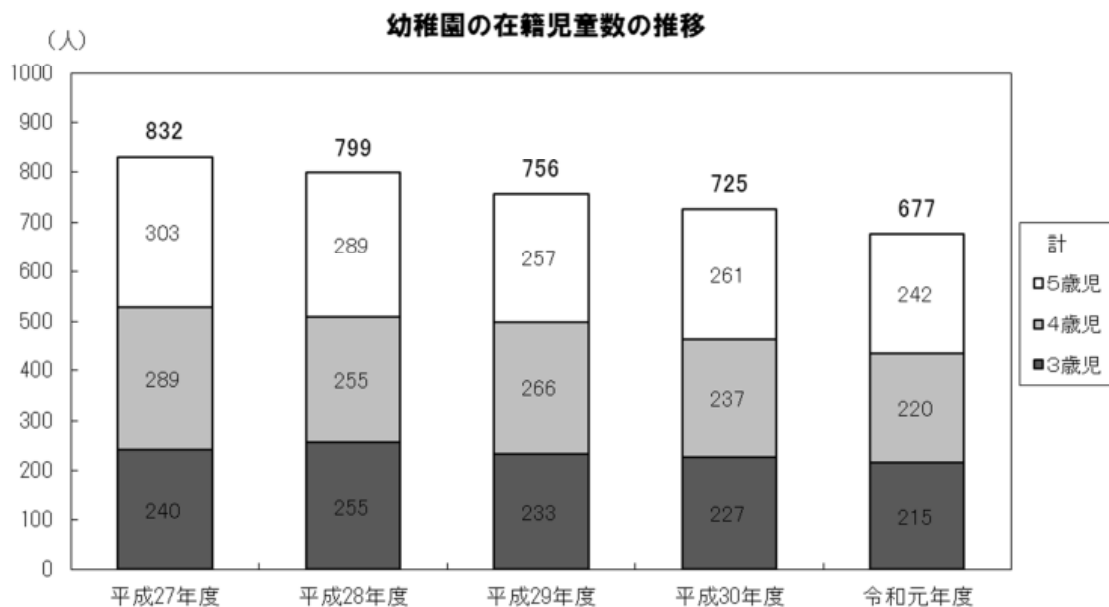


※資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

(2) 幼稚園の利用状況

令和元年度現在、市内には、公立幼稚園1園、私立幼稚園4園の合計5園の施設があります。

施設数に変動はありませんが、在籍児童数は近年減少傾向となっています。

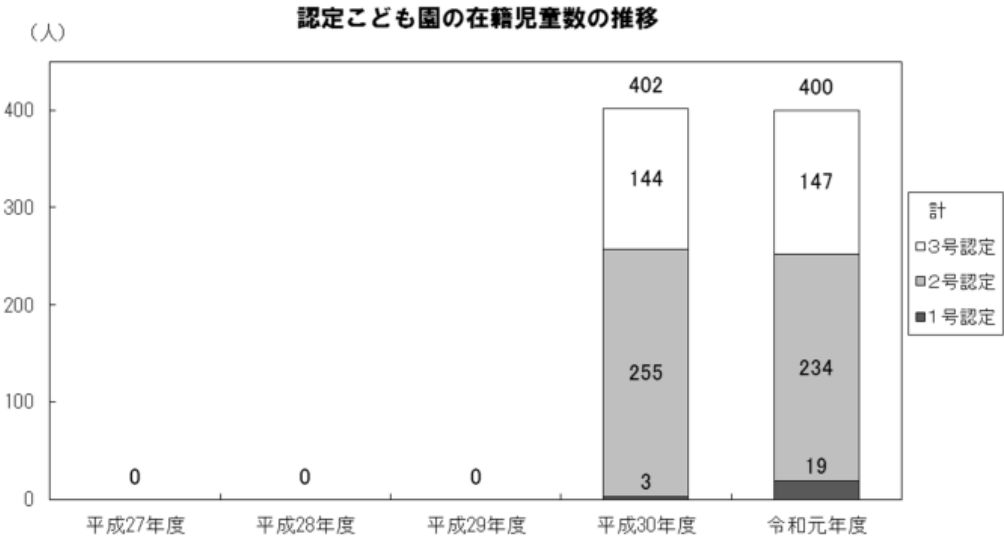


		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数		5	5	5	5	5
クラス数		39	38	36	38	37
在園児数 (人)	3歳児	240	255	233	227	215
	4歳児	289	255	266	237	220
	5歳児	303	289	257	261	242
	計	832	799	756	725	677

※資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 認定こども園の利用状況

令和元年度現在、市内には、2園の認定こども園があります。
 平成30年度から私立保育園2園が幼保連携型認定こども園に移行しています。

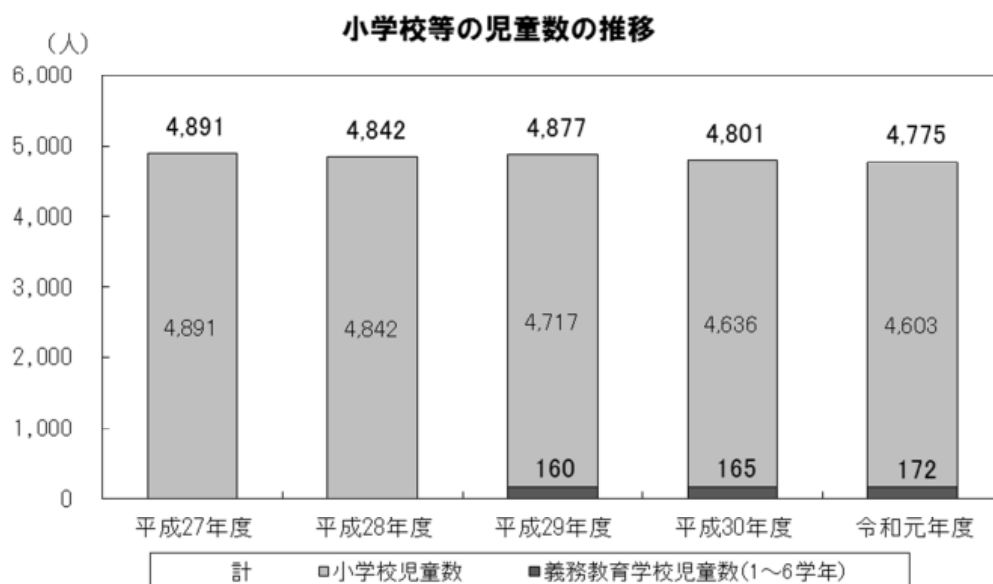


			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数(箇所)			0	0	0	2	2
利用者数(人)	1号認定	3歳				2	4
		4歳				0	8
		5歳				1	7
		計				3	19
	2・3号認定	0歳				21	16
		1歳				57	58
		2歳				66	73
		3歳				97	69
		4歳				75	94
		5歳				83	71
		計				399	381

※資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

(4) 小学校等の状況

令和元年度現在、市内の小学校等については、小学校 17 校と義務教育学校 1 校の計 18 校があります。児童数は若干の減少傾向にあり、令和元年 5 月 1 日現在の小学校等の児童数は、4,775 人となっています。



		平成27年度	平成28年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
学校数		小学校	小学校	小学校	義務教育学校	小学校	義務教育学校	小学校	義務教育学校
		18	18	17	1	17	1	17	1
児童数 (人)	1年	815	802	813	28	714	27	731	34
	2年	822	815	777	22	809	29	717	27
	3年	780	824	789	27	774	23	804	29
	4年	811	784	797	28	787	29	772	23
	5年	806	811	761	27	787	30	792	30
	6年	857	806	780	28	765	27	787	29
	計	4,891	4,842	4,717	160	4,636	165	4,603	172

※資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

4. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 延長保育事業

保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、保育所や認定こども園において、認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする子どもを対象とした延長保育を実施しています。

【 延長保育事業利用状況の推移 】

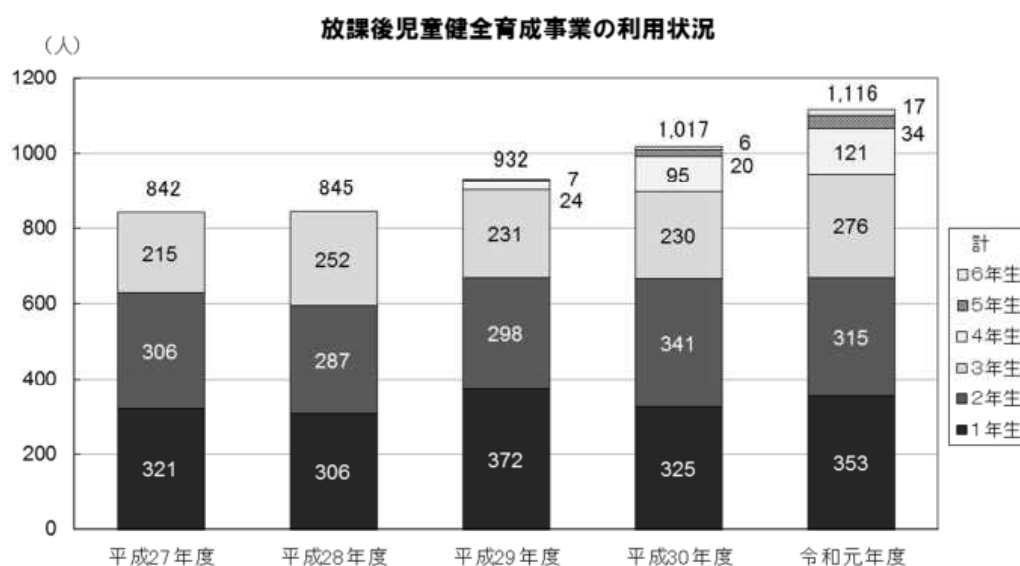
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	8	8	8	10
年間利用者数（人）	521	560	652	646

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象として、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと、児童の健全育成を図ることを目的に、各学校の空き教室などを活用し、放課後児童会を開設しています。

【 放課後児童健全育成事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	25	28	29	32
登録者数（人）	842	845	932	1,017



※資料：亀岡市データ（各年5月1日現在）

(3) 子育て短期支援事業

保護者の仕事、疾病、出産などの理由により、児童の養育が一時的に困難となる場合などに、児童福祉施設において一定期間、児童の養育及び保護を行っています。

【 子育て短期支援事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
延べ利用者数（人）	10	36	149	59

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者との連絡調整を行うなど、子育て支援の総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊んだり、集い交流することのできる場を提供しています。

【 地域子育て支援拠点事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	5	6	6	6
年間延べ利用者数（人）	33,098	31,208	32,349	36,630

(5) 一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急かつ一時的な理由により、家庭での保育が困難となる場合に、幼稚園、保育所（園）、認定こども園において、一時的な保育を実施しています。

幼稚園では通常の利用時間以外に、保護者の就労で預かり保育が必要な子どもについて一時預かり事業を実施しています。

【 一時預かり事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園の預かり保育 延べ利用者数（人）	19,206	24,260	28,585	25,876
幼稚園以外の預かり保育 延べ利用者数（人）	2,103	2,492	2,560	2,571

（６）病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由により、保護者が保育できない場合に、保育施設などで児童を預かっています。

【 病児・病後児保育事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	4	4	7	8
年間延べ利用者数（人）	6,432	5,467	5,877	4,770

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）を会員として、育児に関する援助活動を推進することにより、仕事と育児を両立し、地域における市民相互の子育て支援を通じて安心して子育てができるような環境づくりなどを図るため、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行う亀岡市ファミリー・サポート事業を実施しています。

【 子育て援助活動支援事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1
相互援助活動数（件）	2,300	2,516	1,760	1,013

（８）利用者支援事業

子ども及びその保護者、または妊娠している方などが、その選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行なうことを目的として、子育て中の親子が集まりやすい場所に「利用者支援専門員」を配置し、よりよい子育て環境の整備を図るため、情報提供及び相談・助言などを行うとともに関係機関との連絡・調整などを行っています。

平成 28 年度からは、母子保健型（子育て世代包括支援センター B Come）を開始し、妊婦からの切れ目のない支援の充実を図っています。

【 利用者支援事業実施状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数（箇所）	3	5	7	9
概要	基本型：3 箇所	基本型：4 箇所 母子保健型：1 箇所	基本型：6 箇所 母子保健型：1 箇所	基本型：7 箇所 特定型：1 箇所 母子保健型：1 箇所

（９）妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方などを対象として、14回の妊婦健康診査を実施しています。

経済的な理由で定期的に妊婦健診を受けることができない妊婦を無くすことができるとともに、また、定期的な健診により、異常の早期発見・早期治療をすることで、安全な出産・健康な児の誕生につながります。さらに、妊婦が妊娠期を安心して過ごすことにより、その後の子育ての安心感にもつながります。

【 妊婦健康診査利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数（人）	690	693	612	592
延べ受診者数（人）	7,852	7,991	6,900	7,458

（１０）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に対し、助産師、保健師などが家庭を訪問して、子育てなどの助言や相談を行っています。

家庭訪問することで、親と子（対象者）にゆっくり対応することができ、各ケースの子育て環境や課題の把握につながっています。また、継続的な支援が必要な家庭には、必要に応じて保健師だけではなく、家庭児童相談員と協力して対応することができています。あわせて育てにくさのある児への相談につながるなどの効果もみられています。

【 乳児家庭全戸訪問事業利用状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実施人数（人）	632	557	592	560

（１１）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・家庭相談員などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言などを行っています。これにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

【 養育支援訪問事業実施状況の推移 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実施人数（人）	64	63	85	56

5. 市民ニーズ調査から見られる現状・課題

(1) 調査の概要

本調査は、令和2年度～令和6年度を計画期間とする本計画策定の基礎資料とするため実施したものです。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童 （0～5歳）の保護者	平成31年 1月15日～1月31日	郵送による 配布・回収
小学生アンケート	市内の就学児童 （小学1～6年生）の保護者	平成31年 1月15日～1月31日	

※調査基準日：平成30年12月1日

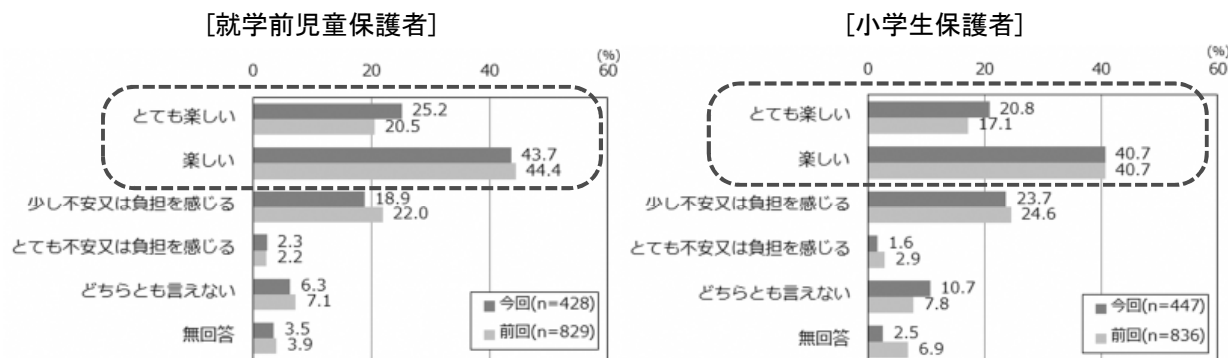
②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	1,000票	434票 (うち白票6)	43.4%
	【参考】前回	1,500票	829票	55.3%
小学生アンケート	今回	1,000票	457票 (うち白票10)	45.7%
	【参考】前回	1,500票	836票	55.7%

(2) 調査の結果からみる特徴と課題

課題1 子育て世帯の悩みの解消に向けて

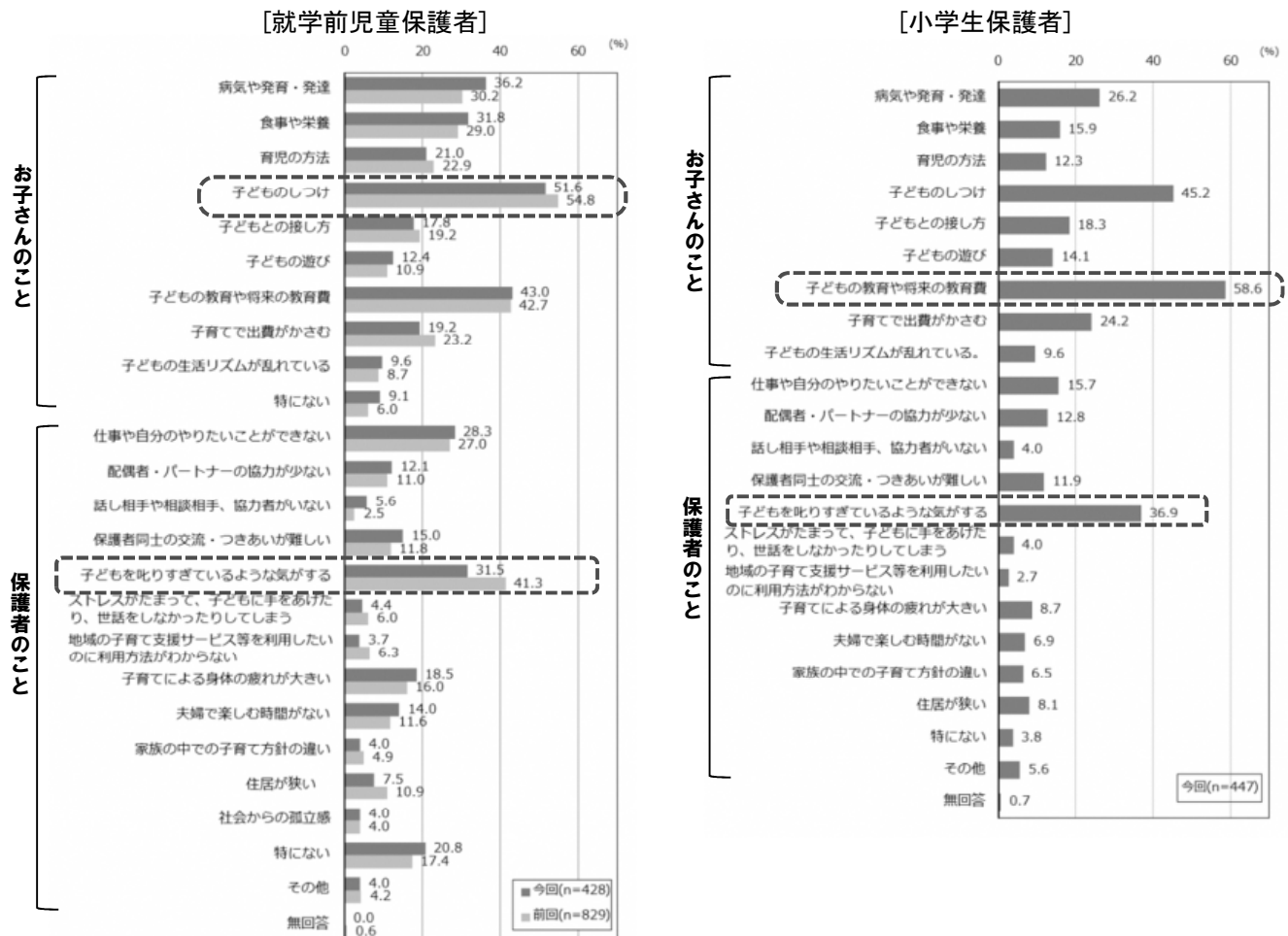
★子育てを『楽しい』と感じている人が増加しています。⇒子育ての不安や悩み、負担の軽減・解消などを通じ、安心して子育てできる環境づくりが求められています。



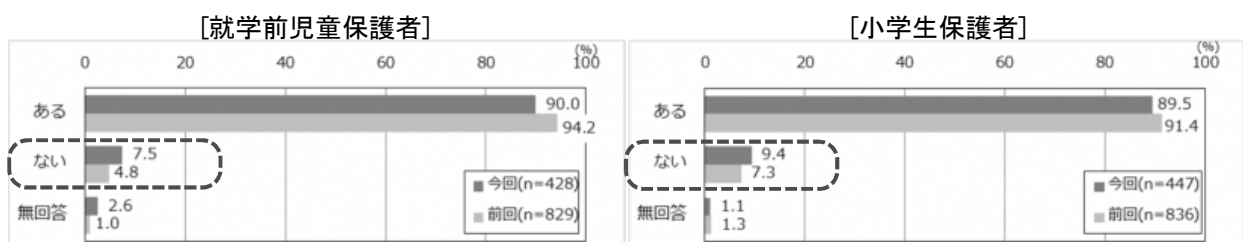
★子どもに関する悩みのトップについて、就学前児童の保護者は前回調査と同様「子どものしつけ」で、小学生の保護者は「子どもの教育や将来の教育費」となっています。

★保護者に関する悩みのトップについて、就学前児童の保護者は「子どもを叱りすぎているような気がする」で前回調査と同様も、9.8ポイント減少しています。小学生の保護者も就学前児童と同様に「子どもを叱りすぎているような気がする」がトップとなっています。

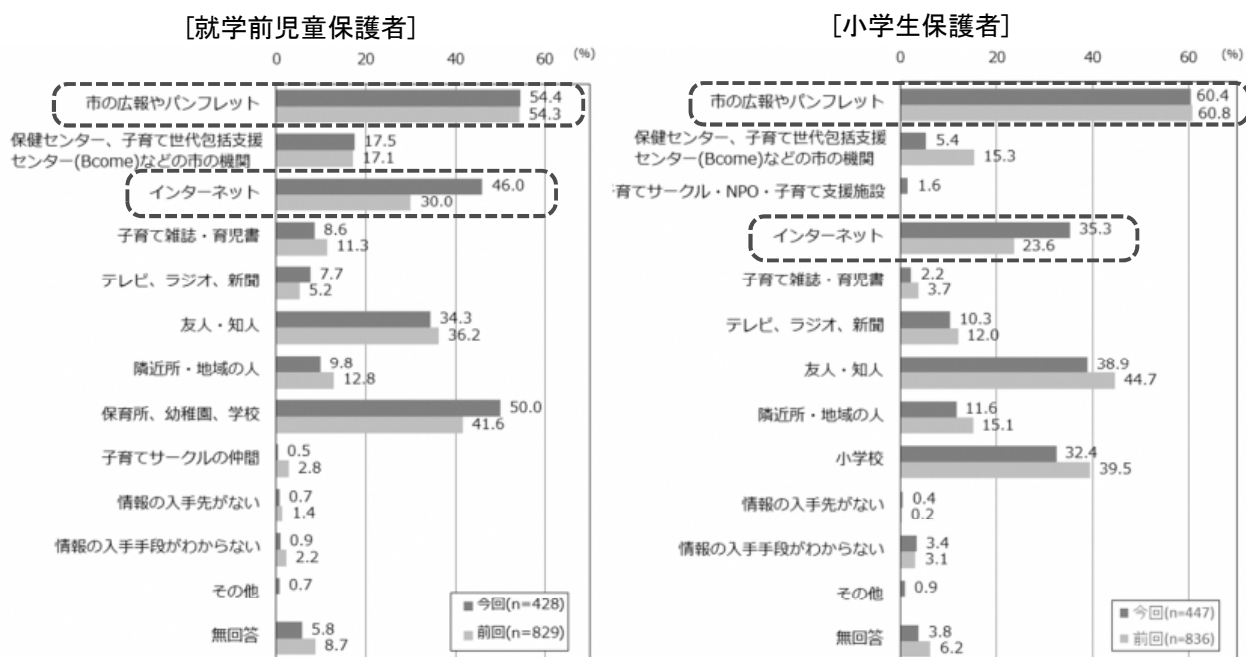
⇒核家族世帯が多い本市にあって、子どものしつけや育児方法など悩みの軽減・解消につながるような学習機会や相談対応、情報提供、保護者同士の交流などの充実が求められています。



★悩みの相談相手・相談場所が「ない」は、就学前児童の保護者が7.5%、小学生の保護者が9.4%で、それぞれ前回調査より増加しています。⇒相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりが求められています。

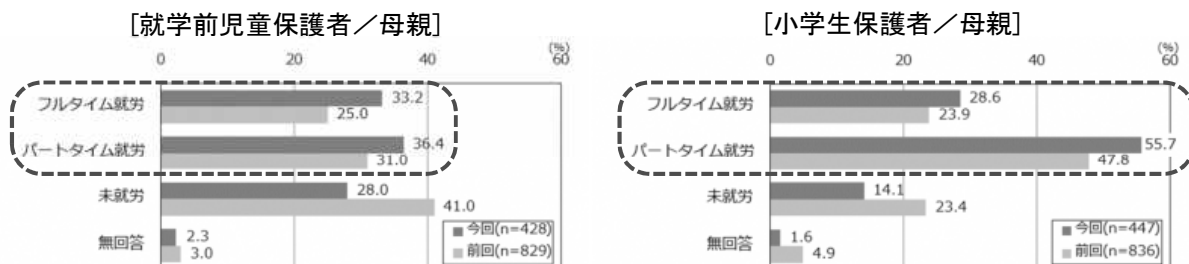


★就学前児童及び小学生の両保護者の情報の入手先は「市の広報やパンフレット」が最も多く、「インターネット」は前回調査より就学前児童の保護者が16.0ポイント、小学生の保護者が11.7ポイント増加しています。⇒わかりやすい情報誌の編集やインターネット・SNSなどの電子媒体の有効活用が求められています。

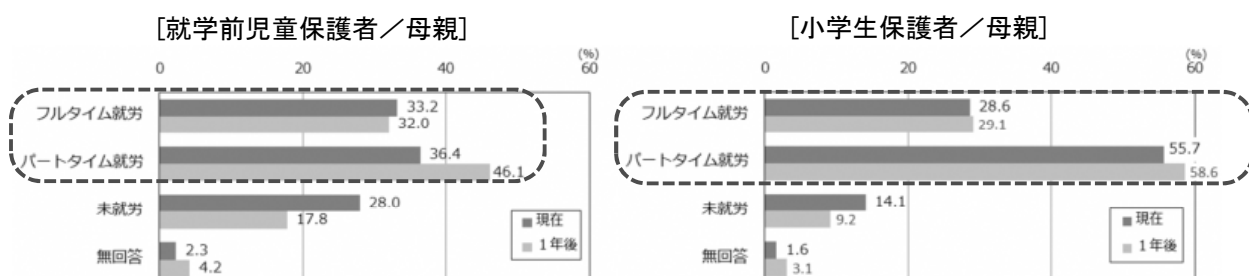


課題2 子育てと仕事の両立に向けて

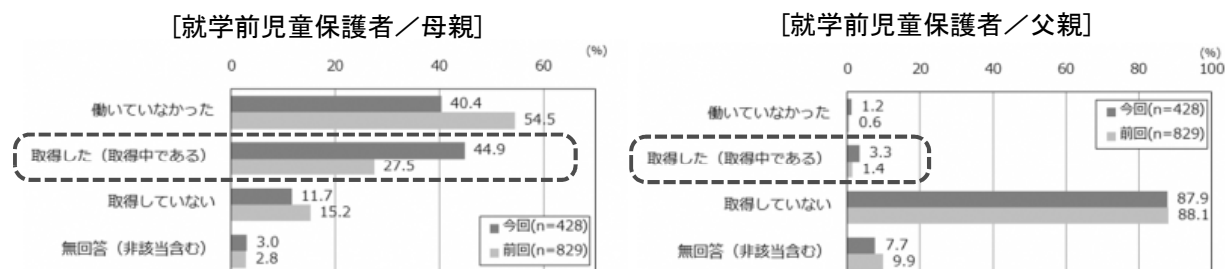
★就学前児童の母親の現在の就労率は69.6%で、前回調査より13.6ポイント増加しています。小学生の母親の現在の就労率は84.3%で、前回調査より12.6ポイント増加しています。



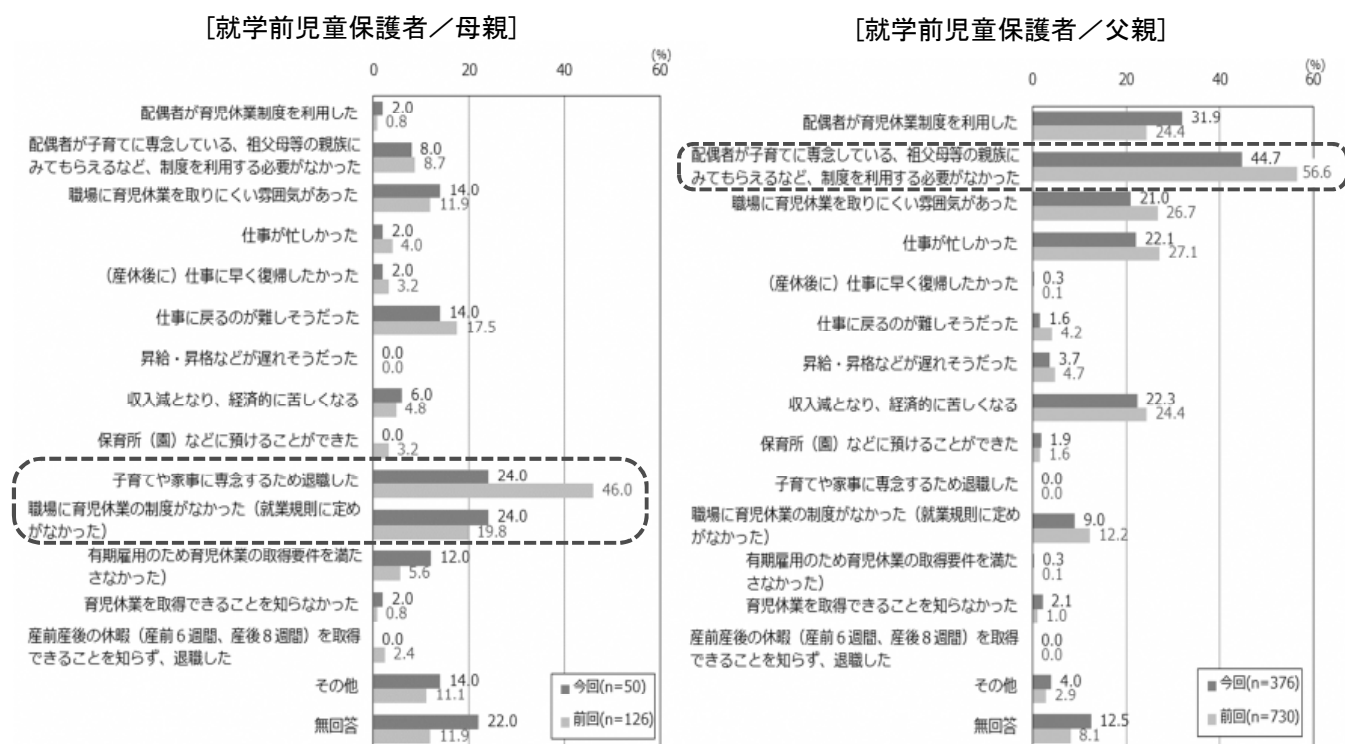
★就学前児童の母親の就労率は現在の69.6%が1年後には78.1%に、小学生は現在の84.3%が87.7%になっています。⇒本市の高い女性の就労率に対応した子育てと仕事の両立支援の充実が求められています。



★就学前児童の母親の育児休業の取得率は44.9%で、前回調査より17.4ポイント増加しています。父親の取得率は3.3%で、前回調査より1.9ポイント増加しています。⇒父親の育児休業取得に向けて企業などと一体となった取組の推進が求められています。

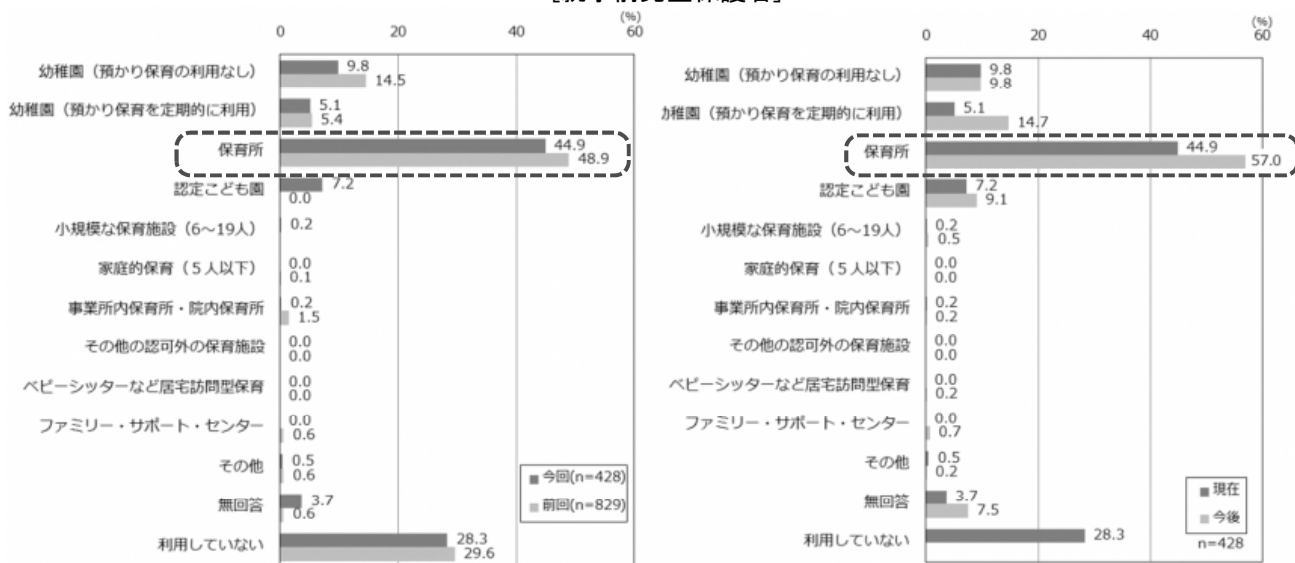


★育児休業を取得していない理由のトップは、就学前児童の母親は「子育てや家事に専念するために退職した」及び「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」がそれぞれ24.0%で、「子育てや家事に専念するために退職した」は前回調査より22.0ポイント減少しています。父親の理由のトップは前回調査と同様に、「配偶者が子育てに専念している、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」で44.7%ですが、前回調査より11.9ポイント減少しています。⇒育児休業制度の普及や父親の育児休業取得に向けて、企業などと一体となった取組の推進が求められています。



★利用している教育・保育事業では、「保育所」が最も多くなっています。今後利用したい教育・保育事業でも「保育所」がトップで、現在より12.1ポイント高くなっています。⇒高い保育所ニーズへの対応と多様なニーズに対応した教育・保育事業の充実が求められています。

[就学前児童保護者]

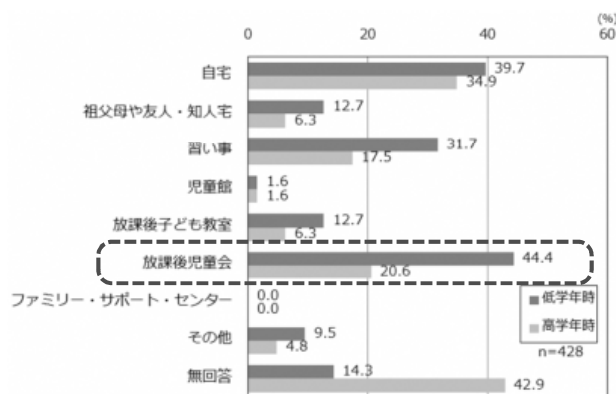


※回収数全体を100%にして集計しなおして図化

※今後の機能は、第1希望のみ図化

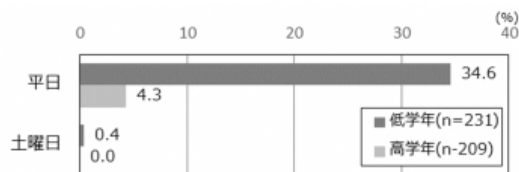
★就学後の放課後の居場所で「放課後児童会」の希望は、低学年時が44.4%、高学年時が20.6%となっています。⇒母親の高い就労率に対応した子どもが安全で快適に過ごせる居場所の充実が求められています。

[5歳児の就学前児童保護者]

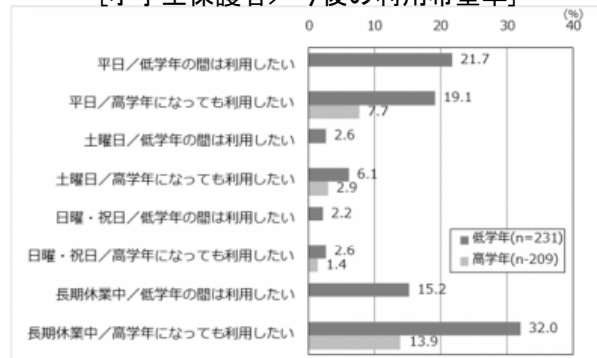


★小学生の放課後児童会の平日の利用率は、調査回答者の低学年全体では34.6%、高学年全体では4.3%。低学年も高学年も高学年時の長期休業中の利用希望率が高くなっています。⇒子ども本人のニーズも含め、柔軟な運営、指導員の確保など多様な側面からの検討が求められています。

[小学生保護者／現在の利用率]

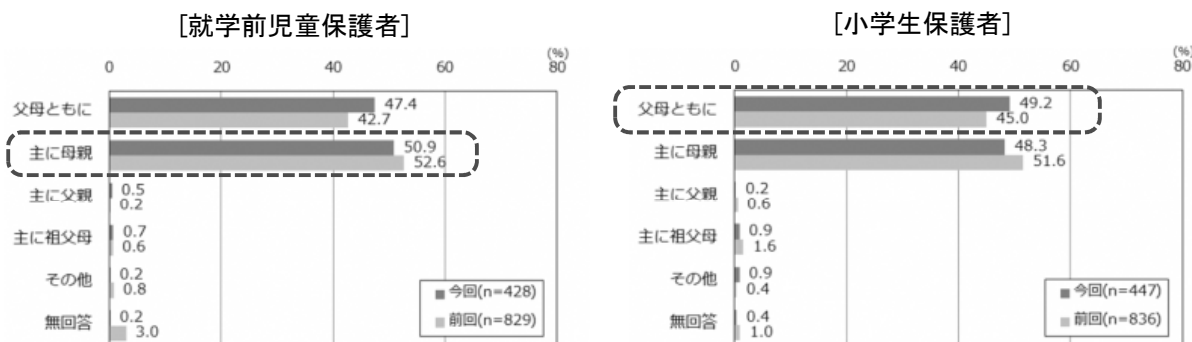


[小学生保護者／今後の利用希望率]

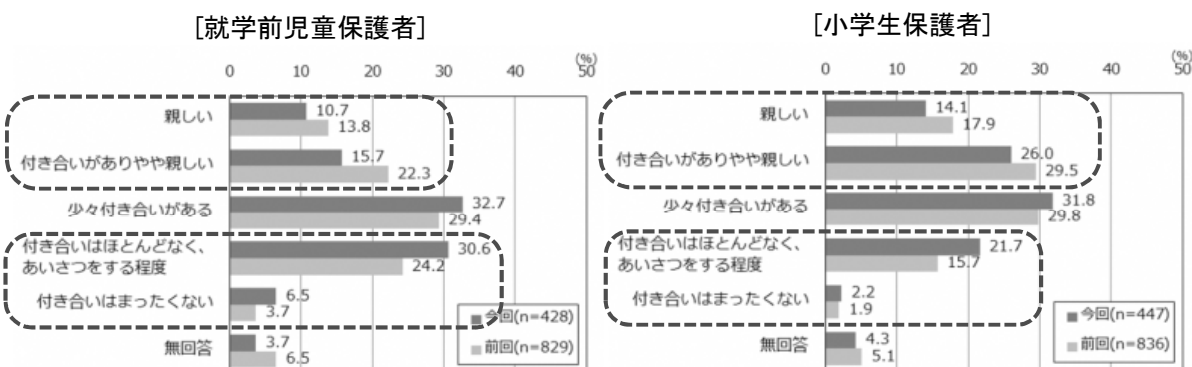


課題3 子育てを支える地域力の向上に向けて

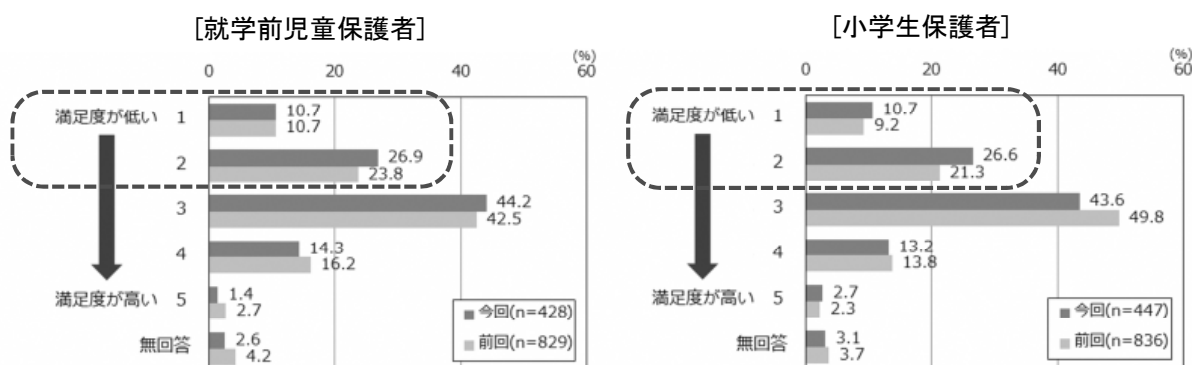
★子育てを主に行っている人は、就学前児童の保護者は「主に母親」が最も高く、小学生の保護者は「父母ともに」が最も高くなっています。また、就学前児童の保護者も「父母ともに」が「主に母親」と大差なく、小学生児童の保護者とともに前回調査より増加しています。⇒男女共同参画の推進とあわせて、家庭内の協働の促進が求められています。



★近所付き合いは、就学前児童の保護者及び小学生の保護者ともに「親しい」や「付き合いがありやや親しい」が前回調査より減少し、一方、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」や「付き合いはまったくない」が増加しています。⇒核家族世帯が多い中で、乳幼児など低年齢児のみの世帯の地域での孤立化防止が求められています。

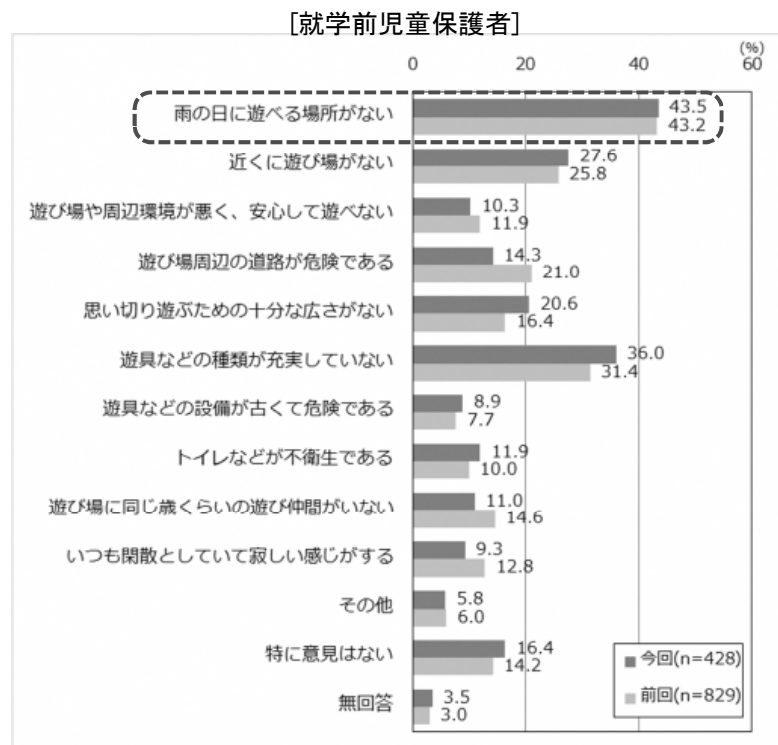


★本市の子育て環境や支援への満足度は、就学前児童・小学生の保護者ともに、前回調査と比較して満足度が低い「1」及び「2」が増加⇒ニーズを踏まえた取組や支援を行うとともに、地域住民と一体となった子育てしやすいまちづくりを進めることが求められています。



課題4 安心して子育てできるまちづくりに向けて

★就学前児童の保護者が遊び場で困ること・困ったことは、前回調査と同様に「雨の日に遊べる場所がない」がトップで、前回調査と同程度となっています。⇒自由記述でも公園や遊び場についての意見が多い中で、身近な地域での安全な遊び場の確保や地域住民との協働によるイベントや交流機会の確保・充実などが求められています。

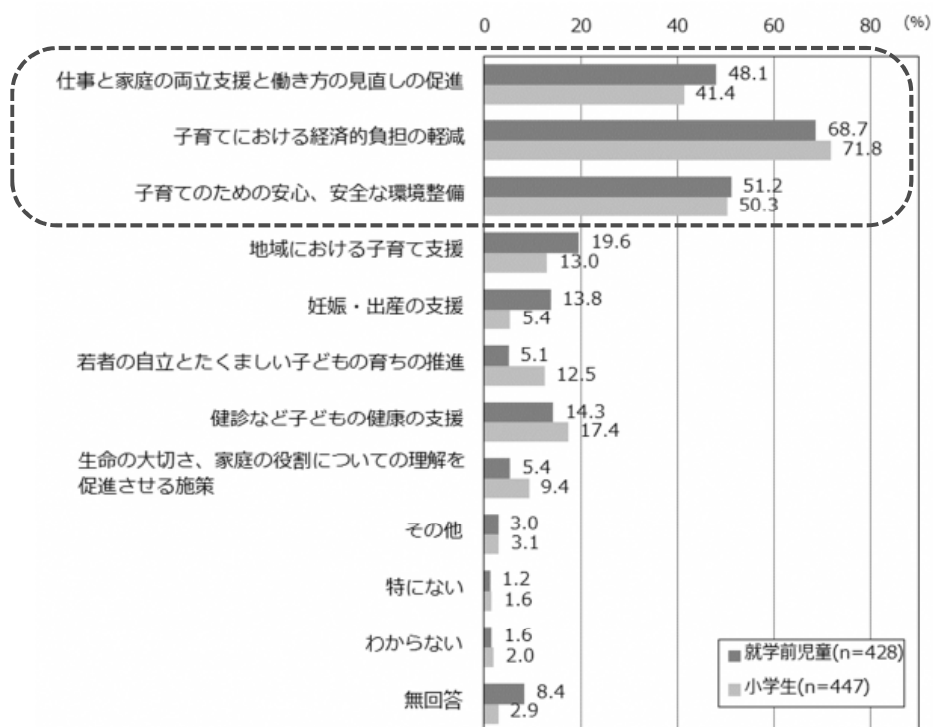


★経済的に困難な世帯は2割前後となっています。⇒子どものみならず保護者の健康や生活にも深く関わる家庭の経済社会状況ですが、生まれ育った家庭の状況にかかわらず、子どもが未来に向けて希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供することが求められています。

[生活困難層の割合]

区 分	就学前児童	小学生
生活困難層	17.3%	19.8%
生活困窮層	1.6%	3.3%
周 辺 層	15.7%	16.5%
非生活困難層	82.7%	80.3%

★望ましい子育て支援策について、就学前児童・小学生の保護者ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減」がトップで、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」が高くなっています。⇒幼児教育の無償化など国の制度を踏まえた経済的負担の軽減、安全な遊び場の確保の充実など、ニーズを踏まえ、行政をはじめ地域住民、企業などが一体となった子育て支援策の推進が求められています。



6. 第1期計画の進捗評価

本市では、次世代を担う宝「かめおかっこ」を育てることが、すべての市民の喜びになる、明るい地域づくりをめざして、子ども自らが持っている力を大切に育てる「子育て」と、すべての子育て家庭の「子育て」を、まち全体で応援するため、「亀岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」に基づき、子育てしやすいまちづくりに向けて、各種施策を推進してきました。

■ 亀岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の評価・まとめ

亀岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）では、6つの基本目標の達成に向けて、61施策・延べ104事業を推進してきました。この中には、国が指定する特定事業と市が重点的に取り組むべき重点事業があります。

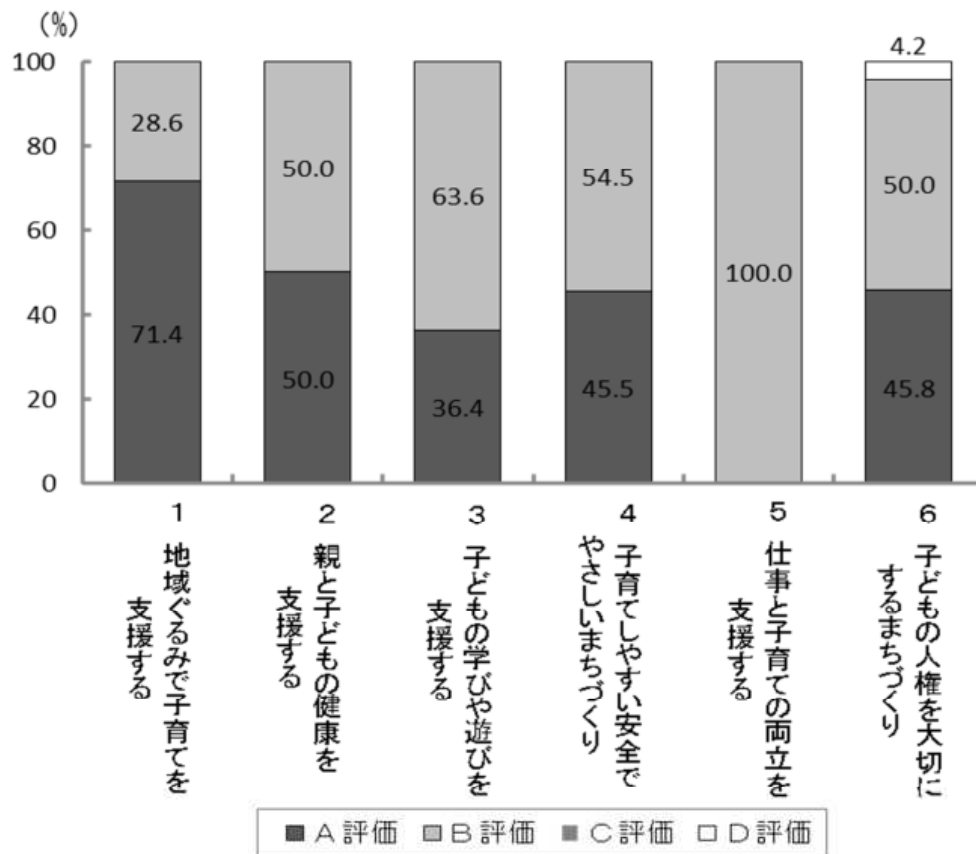
亀岡市子ども・子育て支援事業計画（第1期）の計画期間における検証・総括については、次のとおりです。

具体的な事業内容に関する個々の評価は、延べ104の事業内容のうち、44%にあたる46項目で「A評価 順調」、55%にあたる57項目で「B評価 概ね順調」となっており、1項目については、「D評価 終了」となりました。

「A評価 順調」の割合が最も高かったのは、基本目標1「地域ぐるみで子育てを支援する」に掲げる施策・事業となっており、最も低かったのは、基本目標5「仕事と子育ての両立を支援する」に掲げる施策・事業となりました。

その中で、児童虐待・相談件数の増加と併せて、相談内容の複雑・多様化に伴い、さらに高度な専門性と体制整備が必要とされている事業をはじめ、利用者が限定的にならないように子育て家庭への周知・広報に努めることが求められている事業や、学校・地域・保護者や関係機関などとの連携のもと取り組みを継続していかなければならない事業もあるなど、その実施にあたっては解決すべき課題を抱えている事業も多くあり、課題解決に向けた事業展開が必要となります。

第1期計画における基本目標ごとの進捗評価



基本目標	事業数	評価			
		A	B	C	D
1 地域ぐるみで子育てを支援する	21	15 (71.4%)	6 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
2 親と子どもの健康を支援する	14	7 (50.0%)	7 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3 子どもの学びや遊びを支援する	22	8 (36.4%)	14 (63.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり	11	5 (45.5%)	6 (54.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
5 仕事と子育ての両立を支援する	12	0 (0.0%)	12 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
6 子どもの人権を大切にするまちづくり	24	11 (45.8%)	12 (50.0%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)
全体	104	46 (44.2%)	57 (54.8%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)

評価方法

A評価：順調 B評価：概ね順調 C評価：不調 D評価：終了
 なお、「C評価」についてはありませんでした。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、第1期計画が掲げた「子育て」と「子育て」をまち全体で引き続き応援する計画であると同時に、さらには、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことをめざす計画としています。

また、本計画は、「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期計画の取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、本市における子ども・子育て支援の基本理念については、第1期計画の基本理念を継承することとし、次のように設定します。

◆「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念

**市民の宝「かめおかっこ」の
笑顔あふれるやさしいまち**

2. 基本的な視点

子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていく必要があります。そのうえで、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して、子育てを支えていく必要があります。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については、良質かつ適切な内容及び水準を確保し、学びや遊びを通じて心身ともに子どもの健やかな発達が保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのために、親としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次世代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

地域での支え合いの視点

「すべての子どもと子育て家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、妊娠・出産期から幼児期の保育・学童期の学校教育に至るまで、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

また、子どもの権利を尊重し、守るための取り組みを進めます。

3. 基本目標

基本目標 1 地域ぐるみで子育てを支援する

子どもを産み育てることを、地域社会として尊重し、支援していく環境づくりを進めることにより、地域における「子育て文化」の醸成、充実を進めます。

すべての子育て家庭が安心して子育てができるように、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てを地域で支える環境づくりに向けた関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで子育てを支えるネットワークづくりに取り組みます。

基本目標 2 子どもの健やかな成長を支援する

安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが心身ともに健やかに成長できるように、保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援などの充実努めるとともに、妊娠期から子育てに至るまでの切れ目のない支援体制の整備を進めていきます。

基本目標 3 子どもの学びを支援する

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために、様々な学習の機会や自然体験・社会体験などの体験を保障する中、様々な人々と交わり・ふれあうことで、自ら学び、考え、行動できるように、「生きる力」を育む教育環境の充実に取り組みます。

また、子育てを行っている親とともに、これから親になっていく若い世代が、家族や家庭の大切さ、子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上をめざした取り組みの推進を図ります。

基本目標 4

子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

自然環境に恵まれた亀岡のまちで、安全・安心を感じることもできる環境となるように、子どもや子育て家庭が身近な場所で安心して遊ぶこともできる場所づくりや、安心して外出できる生活環境の整備を進めます。

また、地域住民との協働のもとで、安全で安心して暮らせる「セーフコミュニティ」に取り組むまちとして、子どもを交通事故や犯罪から守り、地域で健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを進めます。

基本目標 5

仕事と子育ての両立を支援する

男女がともに仕事と子育てを両立できるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進に向けて、事業主や地域住民への広報・啓発の推進に取り組めます。

さらに、仕事と子育ての両立を応援するために、多様な働き方に対応した保育サービスなどの充実を図ります。

基本目標 6

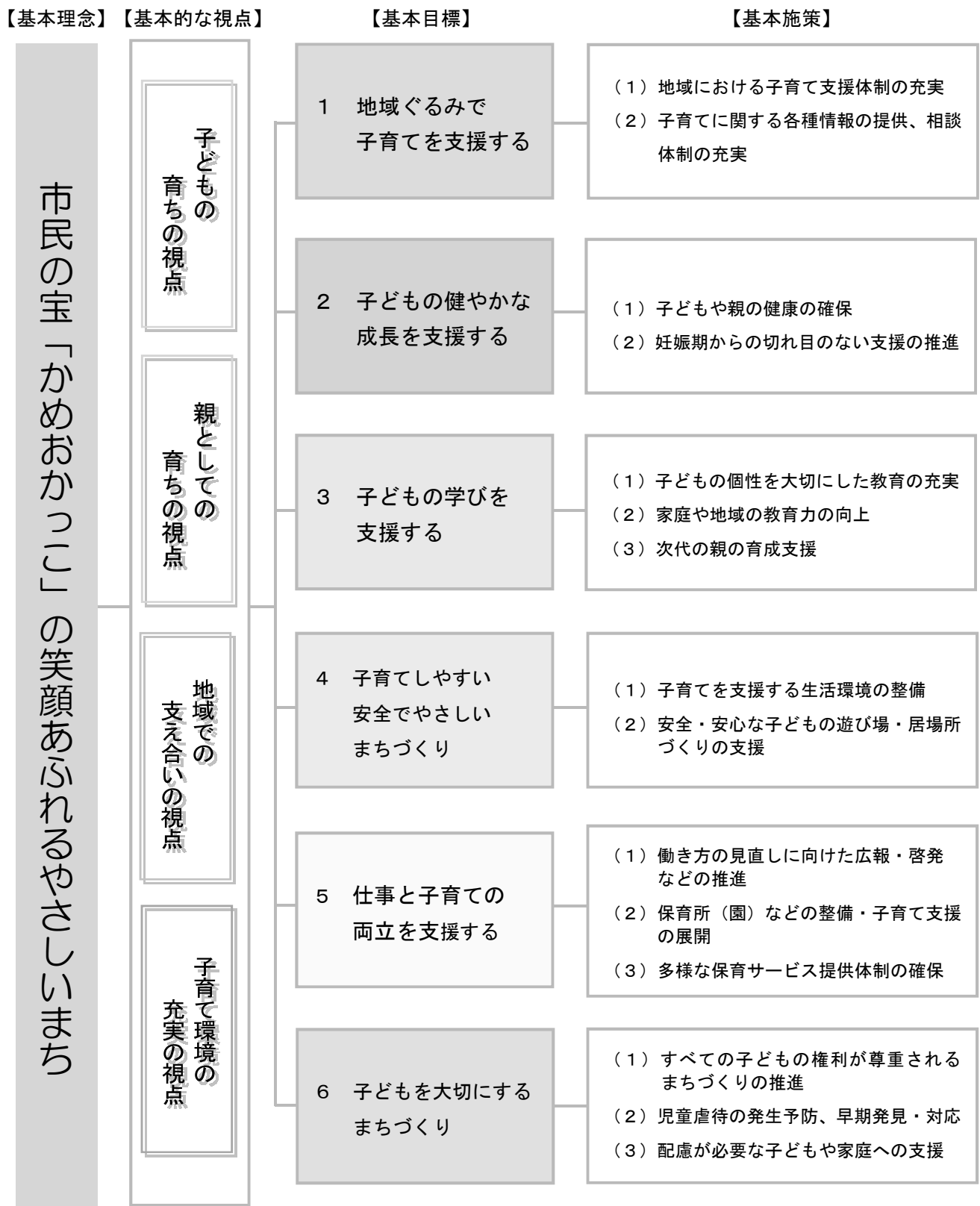
子どもを大切にするまちづくり

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待やいじめなどの問題に対して、早期に発見し適切な対応がとれるように、様々な関係機関の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭や貧困家庭、障がいのある子どもと家庭への支援など、配慮が必要な子どもや家庭に対し、子どもの健全な育成が保障される支援体制の充実努めます。

4. 施策の体系

本計画は、基本理念を実現するため、6つの基本目標で構成されています。



第4章 目標実現のための施策の展開

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支援する

基本施策：1 地域における子育て支援体制の充実

【施策の方向性】

- 地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業など、地域において子育てを支援する体制の充実に取り組みます。
- 地域における子育て支援ネットワークづくりや人材育成に努めます。

基本施策：2 子育てに関する各種情報の提供、相談体制の充実

【施策の方向性】

- 子ども・子育てハンドブックやSNSを活用し、妊娠・出産・子育てに関する各種情報提供に努めます。
- 育児相談や家庭児童相談のほか、地域での民生委員・児童委員による子育て相談支援活動など、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

基本目標 2 子どもの健やかな成長を支援する

基本施策：1 子どもや親の健康の確保

【施策の方向性】

- 子どもや親の健康の確保・増進、食育の推進、病気の予防や早期発見などに継続的に取り組みます。
- 保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携を図りつつ、母子保健の充実及び親や家庭の健康づくり支援などの充実に努めます。

基本施策：2 妊娠期からの切れ目のない支援の推進

【施策の方向性】

- 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期からの切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。
- 子育てに関する各種手続きなどに切れ目なく対応できるよう、ワンストップ窓口体制の整備などを推進します。

基本目標 3 子どもの学びを支援する

基本施策：1 子どもの個性を大切にした教育の充実

【施策の方向性】

- 幼児教育においては、遊びを学びの中心に置き、その充実を図ります。
- 小中学校教育においては、基礎・基本を徹底し、知識・技能を活用する力を育て、一人ひとりの個性を伸ばす教育の充実を進めます。

基本施策：2 家庭や地域の教育力の向上

【施策の方向性】

- 家庭の教育力の向上に向けた情報提供などの取り組みを進めます。
- 地域の教育力の向上に向けた世代間交流などの取り組みを支援します。
- 児童の健全育成に参加意欲のある地域の人材や多様な地域資源の活用を図りながら、多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

基本施策：3 次代の親の育成支援

【施策の方向性】

- 児童の健全育成に向けて、教育・啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ります。
- 乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会の確保に向けて、取り組みを進めます。

基本目標 4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり

基本施策：1 子育てを支援する生活環境の整備

【施策の方向性】

- 安全な道路交通環境の整備、公共施設などにおける「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。
- 安全で安心して暮らせる「セーフコミュニティ」に取り組むまちとして、子どもを交通事故や犯罪から守り、地域で健やかに育つことのできるような安全・安心な環境づくりを推進します。

基本施策：2 安全・安心な子どもの遊び場・居場所づくりの支援

【施策の方向性】

- 地域において、親子などが気軽に遊んだり、集い交流することのできる安全・安心な遊び場・居場所づくりを進めます。
- 子育て支援イベントの実施など、子どもが主体となって様々な遊びを体験し、親子で楽しめる機会の創出を図ります。

基本目標 5 仕事と子育ての両立を支援する

基本施策：1 働き方の見直しに向けた広報・啓発などの推進

【施策の方向性】

- 国・京都府及び労働分野との連携、事業所との協働のもとに、仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の見直しを図るため、広報・啓発などを推進します。

基本施策：2 保育所（園）などの整備・子育て支援の展開

【施策の方向性】

- 仕事と子育ての両立支援のための保育所（園）などの基盤整備や、多様な働き方に対応した子育て支援の展開に努めます。

基本施策：3 多様な保育サービス提供体制の確保

【施策の方向性】

- 利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえながら、延長保育や病児・病後児保育、一時預かり事業の充実など多様な保育サービスの提供体制を確保します。
- 利用者ニーズ調査の結果などを踏まえ、放課後児童会の開設時間の延長を含めた事業運営体制の拡充について検討するとともに、保育場所及び人材確保などの環境整備に努めます。

基本目標 6 子どもを大切にするまちづくり

基本施策：1 すべての子どもの権利が尊重されるまちづくり

【施策の方向性】

- すべての子どもの権利が尊重されるまちづくりを進めます。
- 「亀岡市子どもの権利条例」に基づく基本計画を策定し、子どもの権利を保障するために必要な体制の整備に努めます。

基本施策：2 児童虐待の発生予防、早期発見・対応

【施策の方向性】

- 児童相談所などの児童虐待防止対策に取り組む関係機関とのネットワークを強化し、児童虐待の発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応に努めます。
- 市子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化など、体制の充実を図ります。

基本施策：3 配慮が必要な子どもや家庭への支援

【施策の方向性】

- ひとり親家庭や貧困家庭の自立と生活の安定のための相談体制の充実や、支援制度の情報提供に努めます。
- 障がいのある子どもに対する支援を充実し、様々なサービスなどを組み合わせた生活支援を図ります。
- 不登校やひきこもりなど、様々な事情で学校へ行くことのできない子どもへの支援に努めます。

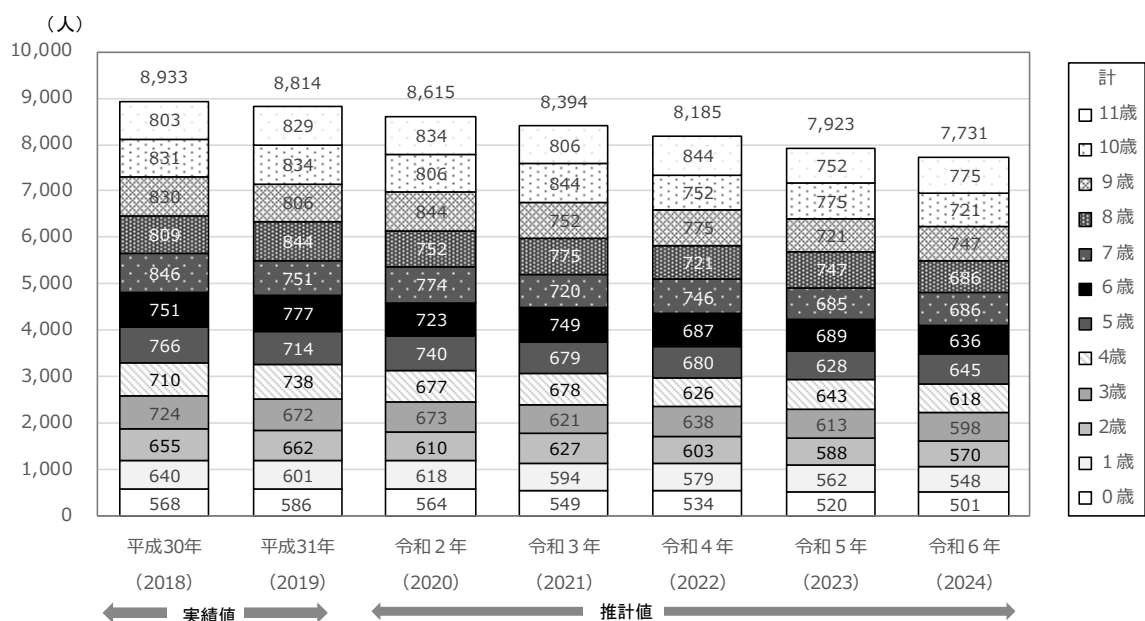
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 将来の子ども人口フレーム

将来人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票の各年4月1日の実績データ（H27～H31）に基づき、1歳以上の性別年齢別の人口については、コーホート（今回は性別1歳階級別）変化率法を用い推計し、0歳児の人口については市の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。

（1）将来の子ども人口

0～11歳の子ども人口は、微減傾向で推移し、平成31年度の8,814人から令和6年には1,100人程度の減少し、7,731人と想定されます。



		実績値		推計値				
		平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未就学児	0歳	568	586	564	549	534	520	501
	1歳	640	601	618	594	579	562	548
	2歳	655	662	610	627	603	588	570
	3歳	724	672	673	621	638	613	598
	4歳	710	738	677	678	626	643	618
	5歳	766	714	740	679	680	628	645
	小計	4,063	3,973	3,882	3,748	3,660	3,554	3,480
小学生	6歳	751	777	723	749	687	689	636
	7歳	846	751	774	720	746	685	686
	8歳	809	844	752	775	721	747	686
	9歳	830	806	844	752	775	721	747
	10歳	831	834	806	844	752	775	721
	11歳	803	829	834	806	844	752	775
	小計	4,870	4,841	4,733	4,646	4,525	4,369	4,251
中学生	12歳	814	801	825	829	802	840	748
	13歳	815	816	803	827	831	804	842
	14歳	873	813	815	802	826	830	803
	小計	2,502	2,430	2,443	2,458	2,459	2,474	2,393
高校生	15歳	873	859	797	799	787	810	814
	16歳	914	883	866	804	805	793	817
	17歳	928	916	882	866	804	805	793
	小計	2,715	2,658	2,545	2,469	2,396	2,408	2,424
0～17歳 合計		14,150	13,902	13,603	13,321	13,040	12,805	12,548

※資料：亀岡市データ（各年4月1日現在）

2. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園などの動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要がある中、本市では市域全体を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、市民ニーズ調査の結果などに基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

(1) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園事業

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

保育所（園）は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないなど、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所（園）の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設です。

本市では、平成 31 年 4 月時点で幼稚園が 1,240 人、認可保育所（園）が 2,021 人、認定こども園が 395 人の定員数を設けています。すべての認定区分において、児童数は定員の枠内に収まっていますが、平成 28 年度以降、本市においても待機児童が発生し、特に市街地における 0 歳から 2 歳の保育ニーズが増加している状況です。

(年間)

【今後の方向性】

母親の就労率の上昇などによる保育ニーズの増加が今後も見込まれるため、地域の実情に合わせて、定員の見直しや施設整備を行い、提供体制を確保していきます。

認定こども園については、保護者の利用希望、事業者の意向を踏まえ、検討します。

【令和2年度】

(年間)

		令和 2 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が 必要	0 歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		498 人	170 人	1,371 人	723 人	100 人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200 人		1,568 人	695 人	178 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1,080 人		—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—		—	—	—
提供量合計		1,280 人		1,568 人	695 人	178 人
過不足分（提供量－見込み量）		612 人		197 人	△28 人	78 人



【令和 3 年度】

(年間)

		令和 3 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が 必要	0 歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		471 人	160 人	1,298 人	741 人	101 人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200 人		1,568 人	695 人	178 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1,080 人		—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—		—	—	—
提供量合計		1,280 人		1,568 人	695 人	178 人
過不足分（提供量－見込み量）		649 人		270 人	△46 人	77 人

【令和 4 年度】

(年間)

		令和 4 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		463 人	158 人	1, 275 人	738 人	102 人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200 人		1, 568 人	695 人	178 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1, 080 人		—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—		—	—	—
提供量合計		1, 280 人		1, 568 人	695 人	178 人
過不足分（提供量－見込み量）		659 人		293 人	△43 人	76 人

【令和 5 年度】

(年間)

		令和 5 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が 必要	0 歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		448 人	153 人	1,236 人	739 人	104 人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200 人		1,568 人	695 人	178 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1,080 人		—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—		—	—	—
提供量合計		1,280 人		1,568 人	695 人	178 人
過不足分（提供量－見込み量）		679 人		332 人	△44 人	74 人

【令和 6 年度】

(年間)

		令和 6 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
見込み量		443 人	151 人	1, 220 人	739 人	104 人
提供量（確保方策）						
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所（園）、 認定こども園	200 人		1, 568 人	695 人	178 人
確認を受けな い幼稚園	上記に該当しない	1, 080 人		－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	－		－	－	－
提供量合計		1, 280 人		1, 568 人	695 人	178 人
過不足分（提供量－見込み量）		686 人		348 人	△ 44 人	74 人

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた児童について、保育所（園）や認定こども園などで、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現在は、公立保育所 1 園、私立保育園・認定こども園 9 園の計 10 園で実施しており、平成 30 年度の利用者数は 646 人となっています。保護者の就労状況の多様化に伴い、利用者数は近年増加傾向にあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数	521 人	560 人	652 人	646 人
実 施 箇 所 数	8 箇所	8 箇所	8 箇所	10 箇所

【今後の方向性】

令和2年度以降は、直近の実績と概ね同程度の利用者数で推移していくと見込んでおり、利用者のニーズに合わせた受け入れ体制の確保に努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	637 人	630 人	630 人	628 人	631 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
提 供 量	638 人	631 人	631 人	629 人	631 人
過 不 足 (提 供 量 - 見 込 み 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

[illegible]

保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中にも実施します。

放課後児童健全育成事業の登録者数は、年々増加傾向にあり、平成 30 年度は 32 箇所を実施し、1,017 人となっています。

(各年5月1日)

利用者ニーズ調査の結果などを踏まえ、放課後児童会の開設時間の延長を含めた事業運営体制の拡充について検討するとともに、保育場所及び人材確保などの環境整備に努めます。

〔主な検討事項〕

- ・放課後子供教室について、その実施主体の検討を行うとともに、保護者ニーズなどにより、その設置が必要と判断される場合には、令和6年度までの間を目途にその整備計画について検討します。
- ・放課後子供教室を設置する場合には、放課後児童健全育成事業と一体的、または連携して実施していくように検討し、整備計画に反映するとともに、その実施にあたっては児童の移動などについて、安全性を確保できるように十分に考慮します。
- ・学校の余裕教室などの活用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室への転用の可能性について検討します。

(年間)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	1 年生	342 人	368 人	351 人	366 人	352 人
	2 年生	335 人	322 人	345 人	327 人	339 人
	3 年生	258 人	278 人	271 人	295 人	284 人
	4 年生	127 人	113 人	116 人	108 人	112 人
	5 年生	33 人	34 人	31 人	32 人	29 人
	6 年生	17 人	17 人	17 人	15 人	16 人
	合 計	1,112 人	1,132 人	1,131 人	1,143 人	1,132 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)		34 教室	36 教室	38 教室	39 教室	39 教室
提 供 量	1 年生	342 人	368 人	351 人	366 人	352 人
	2 年生	335 人	322 人	345 人	327 人	339 人
	3 年生	258 人	278 人	271 人	295 人	284 人
	4 年生	127 人	113 人	116 人	108 人	112 人
	5 年生	33 人	34 人	31 人	32 人	29 人
	6 年生	17 人	17 人	17 人	15 人	16 人
	合 計	1,112 人	1,132 人	1,131 人	1,143 人	1,132 人
過 不 足 (提供量－見込み量)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

[illegible]

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

現在受け入れ可能施設は市内児童養護施設の 1 箇所となっており、子育て短期支援事業の年間延べ利用者数については、年度ごとの増減はありますが、平成 30 年度は年間延べ 59 人の利用となっています。

(年間)

今後も引き続き、児童及び子育て家庭の福祉の向上を図るため、ニーズに応じて、児童養護施設において、一定期間養育などを行い、生活の安定を図ります。

(年間延べ人数)

[illegible]

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

地域子育て支援拠点事業の年間延べ利用者数は、年度によってばらつきはあるものの、毎年 30,000 人を超える人が利用しています。

				(年間)			
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年	間	延	べ	33,098 人	31,208 人	32,349 人	36,630 人
利	用	者	数				

【今後の方向性】

子育て中の親子が地域で孤立することがないように、気軽に訪れ、ふれあい、交流することができる場を引き続き確保するとともに、地域子育て支援拠点において、安心して交流し、過ごすことができるような環境づくりに努めます。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	35,234 人	34,801 人	33,740 人	32,835 人	31,833 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
提 供 量	35,234 人	34,801 人	33,740 人	32,835 人	31,833 人
過 不 足 (提 供 量 - 見 込 み 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

【事業概要】

幼稚園、認定こども園の在園児を対象として、一時預かり保育を行う事業です。

【現状】

一時預かり事業は、保護者の多様なニーズに応えるため、現在、市立幼稚園 1 園、私立幼稚園 4 園、認定こども園 2 園において実施されており、平成 28 年度以降年間延べ 20,000 人を超える利用があります。

				(年間)			
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年	間	延	べ	19,206 人	24,260 人	28,585 人	25,876 人
利	用	者	数				

【今後の方向性】

引き続き幼稚園の一時預かり事業に対する利用者のニーズを的確に捉え、今後においても提供量の確保に努めることとします。

	(年間延べ人数)				
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	25,539 人	25,928 人	27,383 人	28,357 人	30,103 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
提 供 量	25,539 人	25,928 人	27,383 人	28,357 人	30,103 人
過 不 足 (提 供 量 - 見 込 み 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(6) 保育所（園）などにおける一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所（園）や認定こども園、その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

現在は、保育所（園）などにおける一時預かり事業を 7 箇所を実施しており、平成 30 年度の延べ利用者数は 2,571 人となっています。

				(年間)			
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年	間	延	べ	2, 103 人	2, 492 人	2, 560 人	2, 571 人
利	用	者	数				

【今後の方向性】

保育所（園）、認定こども園などにおいて、現状と同水準の提供量を確保するとともに、引き続き利用者のニーズを的確に捉え、今後においても提供体制の確保に努めることとします。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	2,589 人	2,635 人	2,713 人	2,777 人	2,866 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
提 供 量	2,589 人	2,635 人	2,713 人	2,777 人	2,866 人
過 不 足 (提 供 量 - 見 込 み 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病後回復期の児童で、保護者の就労などの理由により保護者が保育できない場合に、保育施設などで児童を預かる（病児・病後児対応型）ほか、登園後に児童が体調不良となった場合に、迎えがあるまでの間、保育施設などで一時的に児童を預かる（体調不良児対応型）事業です。

【現状】

現在は、病児・病後児対応型 1 箇所、体調不良児対応型 7 箇所の計 8 箇所で実施しており、平成 30 年度の延べ利用者数は 4,770 人となっています。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年 間 延 べ 利 用 者 数	6,432 人	5,467 人	5,877 人	4,770 人

【今後の方向性】

現状の実施体制において、ニーズ量を上回る提供が可能であることから、引き続き現状の実施体制を維持するとともに、提供量の確保に努めます。

(年間延べ人数)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	4,507 人	4,406 人	4,275 人	4,173 人	4,037 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
提 供 量	4,507 人	4,406 人	4,275 人	4,173 人	4,037 人
過 不 足 (提供量－見込み量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

[illegible]

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）を会員として、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行う相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、依頼会員は、概ね0歳～小学校及び義務教育学校6年生までの子どもを持つ保護者を対象としています。

ファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動利用者数については、2,000人台で推移していましたが、放課後児童健全育成事業の拡充（年間を通じた全年齢児童受入れや預かり時間の延長）に伴い、放課後児童会の迎え・帰宅後の預かりが減少したため、利用人数は平成29年度以降大幅に減少しています。

(年間)

今後も、育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）が相互に育児に関する援助活動を行うことにより、市民相互の地域コミュニティの活性化と安心して子育てができる環境づくりを行います。

また、市民ニーズを踏まえ、引き続き提供会員の確保に努めます。

(年間延べ人数)

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者などの身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【現状】

平成 27 年度から実施した本事業は、段階的に実施箇所を増やし、平成 30 年度以降は基本型 7 箇所、特定型 1 箇所、母子保健型 1 箇所の計 9 箇所で実施しており、平成 28 年度から開始した母子保健型（子育て世代包括支援センター B C o m e）では、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図っています。

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	基本型・特定型	3 箇所	4 箇所	6 箇所	8 箇所
	母子保健型	—	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【今後の方向性】

引き続き、保護者に身近な地域子育て支援拠点や保育所（園）などにおいて、「利用者支援専門員」を配置し、教育・保育施設などの円滑な利用に向けて、利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな利用者支援を実施するとともに、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりに努めます。

(年間)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見込み量	基本型・特定型	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実施箇所数 (確保方策)	基本型・特定型	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
	母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として、健康診査を行う事業です。

【現状】

妊娠届出時に妊婦健康診査の公費負担受診券を交付しており、平成30年度の対象者数は592人で、延べ受診回数は7,458回となっています。また、里帰りなどによる他府県での受診についても、助成を行っています。

		(年間)			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対 象 者 数		690 人	693 人	612 人	592 人
受 診 回 数		7,852 回	7,991 回	6,900 回	7,458 回

【今後の方向性】

妊婦が安心して必要な健診を受診できるように、支援を行うとともに、母子健康手帳交付の際に健康診査の受診を促すなど、提供体制の確保に努めます。

		(年間)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見 込 み 量	対 象 者 数	588 人	572 人	556 人	541 人	522 人
	受 診 回 数	7,421 回	7,239 回	7,056 回	6,886 回	6,648 回
実 施 体 制 (確 保 方 策)		実施機関：亀岡市 実施体制：委託医療機関などにおいて実施				



[illegible]

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービスの提供に結びつける事業です。

乳児家庭を訪問し、情報提供や相談対応した件数は、平成 30 年度は 560 人となっています。

(年間)

家庭訪問などにより、乳児及び保護者の心身状況や養育環境を把握し、情報提供や適切な支援につなげます。

(年間)

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師・助産師・保育士などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても、同様の支援を行います。

【現状】

養育支援訪問は、支援の必要な家庭数により、年度ごとにばらつきはありますが、平成 30 年度については 56 人となっています。

(年間)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実 人 数	64 人	63 人	85 人	56 人

【今後の方向性】

養育に関する支援が必要な家庭に対して、相談・指導・助言などを行い、適切な支援につなげます。

(年間)					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
見 込 み 量	60 人	59 人	57 人	56 人	54 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	実施機関：亀岡市 実施体制：保健師、助産師などによる訪問				

■ ■

特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設において、保護者が支払うべき日用品・文房具などに要する費用や行事への参加に要する費用、副食材料費などの実費負担の部分について、低所得者や多子世帯の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

【今後の方向性】

低所得者や多子世帯の負担軽減を図るため、令和元年度より補助を実施しています。今後も効果的に事業を推進できるよう周知に努めます。

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

特定保育教育・保育施設等への新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、支援、相談・助言などを行う事業です。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設であり、保護者の就労状況に関わらず柔軟に受け入れられる施設です。認定こども園化については、教育ニーズ、保育ニーズに応えることができ、周辺地域にある保育所の認定こども園化については、地域の教育ニーズに対応できるものと考えます。今後も保護者ニーズや事業者の意向を踏まえ、検討を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援の推進

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた様々な体験が、子どもの健やかな成長に繋がります。就学前の教育・保育施設において、安定的に質の高い教育・保育が提供できるよう、研修事業の充実など、幼稚園教諭や保育士等の資質向上に努めます。

(3) 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の推進

妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設等と小学校との連携が不可欠です。学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、家庭との連携を強化し、子どもたち一人一人の特性に応じたきめ細やかな連携を行い、小学校への円滑な接続を図ります。

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

本計画に掲げる子ども・子育て支援などに関する事業の推進にあたっては、庁内関係各課の連携が重要です。本計画は、0歳からおおむね18歳までの子どもを対象としていることから、妊娠から出産、子育てに至るまでの切れ目のない支援や取り組みが必要であり、特に教育・福祉・保健分野の連携は必要不可欠です。庁内関係各課を中心に具体的施策の実施状況について適宜把握するとともに、部局の枠組みを超えた総合的な体制の下で子ども・子育て支援などを行うという観点から、各部局での事業取組の情報を共有し、亀岡市全体で計画を推進します。

また、本計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、国の制度や法律などに基づく事業もあるため、国や京都府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行いながら、計画を推進することとします。

2. 施策の実施状況の点検

本計画に基づく事業の実施状況などについては、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、公募による市民などで構成する「亀岡市子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握や今後の方向性について点検・評価を行い、結果の公表を行います。

なお、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、計画期間における今後のニーズ量（見込み量）と確保方策（提供量）を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

その他 参考資料

1. 用語の解説
2. 亀岡市子ども・子育て会議条例
3. 亀岡市子ども・子育て会議委員名簿
4. 計画策定の経緯